

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月23日
【会社名】	ユニ・チャーム株式会社
【英訳名】	UNICHARM CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 高 原 豪 久
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	愛媛県四国中央市金生町下分182番地 （上記は登記上の本店所在地であり実際の本社業務は 下記の場所で行っております。） 東京都港区三田三丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役 社長執行役員 高原豪久は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。財務報告に係る内部統制は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために、業務に組み込まれ組織内の全ての者によって遂行されるプロセスであり、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って連結財務諸表及び財務報告が適正に作成されることを合理的に保証する方針及び手続が含まれます。

なお、内部統制には、判断の誤りや共謀により有効に機能しない場合、当初想定していなかった環境変化や非定型的取引等に対応しない場合、将来において現在の内部統制が適合しなくなる可能性など、内部統制が有効に機能しない固有の限界があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制については、連結財務諸表における金額的及び質的重要性の観点から勘定科目及び開示事項を選定し、当該事項等を構成する事業ごとに財務報告の基礎となる取引及び会計事象並びに財務報告に係る重要な業務プロセスを選定して、評価の範囲を決定し、当事業年度(2025年度)末日である2025年12月31日を基準日として内部統制の有効性の評価を行いました。

- 1) 全社的な内部統制の評価対象拠点については、財務報告に対する影響の重要性が僅少である子会社を除き、当社及び全ての連結子会社を対象としました。
- 2) 重要な事業拠点の選定は、当社が展開する複数事業において、利益創出の仕組みに大きな差異が無いため、指標として売上高が適切であると判断し、重要な事業拠点の前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の合計額が前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達するように選定しました。
- 3) 業務プロセスに係る内部統制の評価において、当社は製造および販売活動が収益獲得の中心であることから、企業の目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る一連の業務プロセスを評価対象としました。さらに、重要な虚偽記載が発生する可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目として非金融資産の減損等を含め、財務報告に与える影響を考慮して重要性の高い業務プロセスを評価対象に追加しています。以上を踏まえ、以下の業務プロセスを評価対象としました。

業務プロセス

- ① 売上・売掛金・代金回収プロセス
- ② 販売促進費プロセス
- ③ 仕入・買掛金・代金支払プロセス
- ④ 棚卸資産（製品）プロセス
- ⑤ 原価計算プロセス
- ⑥ 決算・財務報告プロセス
- ⑦ IT全般統制

本評価では、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に示されている内部統制の評価基準に準拠して、取締役会における意思決定プロセスを含む全社的な内部統制の整備及び運用状況に関する評価を実施しました。また、業務プロセスの中で財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点について内部統制の基本的な要素が機能しているかの観点で評価を実施しました。評価にあたっては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等を通じて統制上の要点の整備及び運用状況を評価しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。